一般社団法人日本医真菌学会 代議員各位

> 一般社団法人日本医真菌学会 理事長 宮﨑 義継 学術賞選考委員長 杉田 隆

## 日本医真菌学会学術賞受賞候補者の推薦について

日本医真菌学会学術賞に関する規約に基づき、日本医真菌学会学術賞受賞候補者の推薦 をご依頼申し上げます。推薦要領については次ページ以降の規約をご確認ください。

- ・締め切り: 2025 年 5 月 16 日(金)必着
- · 書類送付先:

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9F

株式会社春恒社学会事業部内

日本医真菌学会理事長 宮﨑義継 宛

※レターパック等の配達記録が残るもので「学術賞推薦書類在中」と明記の上お送りください。

\_\_\_\_\_

日本医真菌学会学術賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会学術賞(The Academic Research Award of the Japanese Society for Medical Mycology)とする。

- 2. 本賞は医真菌学領域において、学術上特に優れた研究業績を挙げた 35 歳以上 65 歳未満で会員歴 5 年以上の会員若干名に対して生涯 1 回授与する。
- 3. 本賞は賞状および副賞から成る。副賞はメダルを以ってこれに当てる。
- 4. 受賞者は受賞対象業績の概要を総説として会誌に発表するものとする。
- 5. 受賞者は下記要領によって選考される。
- (1) 選考委員は次世代研究者賞選考委員を兼ね、その任期を同じくする。選考委員会は理事の互選によって選出された委員長の理事1名,代議員の互選によって基礎領域および臨床領域から選出された各3名の代議員,計7名の委員をもって構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長の任期は2年とする。委員の任期は1年とし,重任を妨げないが、4回連続して選出されることはできない。また,選出された審査委員候補者に辞退の意向がある場合,これを理事会に訴えることができる。理事会は、これを審議し、当該候補者の辞退許諾を決定する。委員の選挙は原則として代議員総会開催時期に行う。
- (2) 受賞候補者の推薦者は本会代議員とする。
- (3) 選考において参考にされる業績は本会の会誌または関連領域の専門誌に発表された研究とする。
- (4)業績は、個人研究及び共同研究のいずれも選考対象とする。ただし、主要論文の筆頭者あるいは責任著者であることを要件とする。
- (5) 選考委員と所属を同じくする受賞候補者の選考にあたっては、当該選考委員はその候補者についての選考に加わらないこととする。
- (6) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
- (7) 受賞者は選考委員会において選考され、理事会で決定され、本会総会の席上で本賞を 授与される。

付則

- (1) 本規約は2022年7月28日より施行する。
- (2) 推薦要領については別に定める。
- (3) 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会学術賞候補者

## 推薦要領

- 1. 提出書類
- (1) 業績の題目および要旨(2,000字程度) 7部
- (2) 当該業績に関する主要な原著論文5編の別刷および目録 各7部

- (3) 推薦状(推薦理由を掲載) 1部
- (4)被推薦者の履歴(生年月日,現住所,所属機関名・住所,部局・身分,学歴,職歴, 会員歴,本学会および他学会での受賞歴を含む) 7部
- 2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付·理事長宛

- 3. 推薦書類提出締切日 厳守のこと (締切日は毎年代議員に送付される公募通知に明示される)
- 4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

1. 副賞のメダルに下記の文字を刻する。

日本医真菌学会学術賞

年 月 日

2. 副賞は、「学会賞」の費目を以って当てる。

\_\_\_\_\_\_